

地方自治体における情報システム(生活保護)の 標準化等に向けた調査研究業務一式 第9回検討会 議事概要

日 時：令和5年2月17日(金) 13:00～15:00

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、福岡県、横浜市、仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、館山市、町田市、三鷹市、中野区、新宿区

(オブザーバー)

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、株式会社法研、総務省、デジタル庁、厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)

アビームコンサルティング株式会社 (以下、アビーム)

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 今後の論点と下期の取組方針
 - (2) 標準仕様書 1.1 版における帳票作成方針の検討
 - (3) 自治体規模別オプションの整理
 - (4) 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議
 - (5) 今後の検討課題の整理
3. 閉会

【配布資料】

資料1 第9回有識者検討会 事務局資料

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

■議事(1)について

- 3月にデジタル庁がデータ連携要件を作成するスケジュールとなっているが、データ連携要件反映版の標準仕様書について、検討会で提示する予定はあるか。(後藤様)
 - 3月に開催される第10回検討会において、その時点で反映可能な部分について

て提示する予定である。(アビーム)

■議事(2)について

- P7、内部資料を画面上で確認する運用について、内部資料は画面印刷を想定したレイアウトで表示されるのか。(東大阪市)
 - 内部資料を画面上どのように表示するかは各ベンダの創意工夫に委ねられるものと認識している。(アビーム)
- P7、内部資料を画面上で確認する運用について、現行の運用では、決裁業務において紙の挙証資料の添付を行っている。また、情報開示の際に決裁帳票を紙で提示する必要もある。このような紙での運用が想定される業務について標準化後の運用はどうなるのか。(新宿区)
 - 決裁帳票については運用面の課題として認識しており、今後も継続的に検討していく。(アビーム)
- P7、内部資料を画面上で確認する運用について、電子決裁を前提に考えているという認識でよいか。(佐世保市)
 - その認識であるが、自治体によっては対応が困難であることも理解しているため、今後も運用面の課題として継続的に検討していく。(アビーム)
 - 電子決裁機能は現状標準オプション機能として整理されているが、1.1版で必須機能に修正されるということか。電子決裁機能を実装するとなると、システム費用が増加する懸念がある。(株式会社 IJC)
 - 費用面の課題があることは認識しており、上記の自治体運用との兼ね合いを鑑みて、今後も継続的に検討していく。(アビーム)
- 帳票の実装について、標準化対象外の本自治体独自帳票を EUC 機能の活用によりシステムから出力することは可能か。(仙台市)
 - カスタマイズとして標準化外の帳票を実装することはできないが、EUC として作成する範疇で自治体独自の帳票を作成することは可能である。(アビーム)
 - EUC を活用してファイル出力することも EUC 機能の範疇ということによいか。(東大阪市)
 - お見込みのとおりである。デジタル庁が定める共通機能標準仕様書にも定めがある。(アビーム)
 - ファイル出力も可能であれば EUC 機能の自由度が高まり、自治体の要望が膨らむことが予想される。その場合、ベンダのリソース次第で EUC で対応できない自治体独自帳票が出てくると懸念している。EUC で対応可能な範囲について示してもらえないか。(東大阪市)
 - 懸念として把握しており、今後整理が可能か検討していく。(アビーム)
 - 本件はデジタル庁としても懸念として把握しており、対応について引き続き検討していく。(デジタル庁)
- EUC 機能を活用する内部帳票について、EUC 機能は職員によって出力タイミング等、運用が異なる懸念がある。職員の手動ではなく、システムのバッチ処理で出力することも可能か。(富士通 Japan 株式会社)
 - 標準仕様書では EUC 機能の出力方法についてまで定めてはいないため、各ベンダの創意工夫に委ねられていると考えている。(アビーム)

■議事(3)について

- 特になし。

■議事(4)について

- 全国意見照会において、実装区分変更を求める自治体意見に対する事務局回答の中に、納得のいく理由なく「対応なし」と整理されている箇所があると感じてい

- る。改めて明確な理由を示してほしい。(館山市)
- 事務局として全ての意見を1件ずつ確認し、業務の性質上必要性があるかという観点で実装区分を判断しており、意見数の多寡等で機械的に判断しているわけではない。
回答内容に疑問がある箇所については個別に再回答するため、後ほど該当箇所を提示してほしい。(アビーム)
- 了解した。(館山市)
- P16、意見収集状況内訳にあるとおり、全国意見照会では非常に多くの意見を頂いており、その全件に丁寧な回答文を作成することは困難であるという事務局の事情についてはご承知おきいただきたい。(庄司様)
- P21、23、「保護決定通知書」に項目追加を求める自治体意見に対して、別帳票である「生活保護費支給通知書」へ項目追加する方針となっている。保護決定通知書は法令通知で定められた帳票ではあるが、自治体の現行の運用は法令通知の様式と異なっていることが多い。現行の運用に合わせて、保護決定通知書に項目追加すべきではないか。(東大阪市)
- 法令通知で定めたレイアウトと現行の運用に乖離があることは課題として認識しており、法令通知の変更を検討している。標準仕様書においては、保護決定通知書に項目追加する形で対応方針を見直す。(厚生労働省、アビーム)
- P21、「生活保護費支給通知書」について、本自治体では使用していない。「保護決定通知書」の違いは何か。(横浜市)
- 本帳票の役割、性質については再整理して提示する。(アビーム)
- P22、全国銀行協会フォーマット以外で口座振替依頼データが作成できる機能を追加する方針となっているが、自治体独自のフォーマットで実装する想定なのか。自治体独自のフォーマットとなるとレイアウトの判断ができず開発が困難であると懸念している。(株式会社アイネス)
- 本自治体では、一部の銀行が全国銀行協会フォーマットに対応しておらず、当該銀行の独自フォーマットで対応している。フォーマットについては銀行と調整すべきと考える。(新宿区)
- 頂いたご意見を踏まえ、フォーマットについて今後も継続的に検討していく。(アビーム)
- P25、「自立支援給付該当可能性確認台帳」の追加について、追加先として記載されている機能IDは、機能の内容に照らすと不相当であると考ええる。(東大阪市)
- ご指摘のとおりと判断し、追加先を見直す。(アビーム)

■議事(5)について

- オンライン資格確認に関する機能追加を1.1版で行うということだが、追加された機能について検討会で議論する機会はあるか。(東大阪市)
- 次回検討会で提示する予定である。(アビーム)
- 来年度予定されている法改正について、機能要件への反映時期は決まっているか。(北日本コンピューターサービス株式会社)
- 現時点では未定である。(厚生労働省)

■その他

- 標準仕様書の周知について、現場の自治体職員への周知を着実に行ってほしい。(三鷹市)
- ご意見として承る。(厚生労働省)

以上